

令和6年4月1日

ばあとなあ長崎名簿登録者 様

「ばあとなあ長崎」受任会費の納入について

事務局長 柴田祐成

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から本会やばあとなあ長崎の運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、3月に行われました理事会及び総会にて、受任会費を令和6年度から納入していただくことになりました。今後の事務的な取り扱いについて、下記のとおりお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

記

- ① 受任会費は、当該年度4月1日から翌年3月31日までの期間を1年とし、1件につき報酬金×0.05の額（端数が出た場合には、当該端数を切り捨てた額）とします。（令和6年度につきましては**受任会費の上限は設けないこととします。**）
※家庭裁判所からの報酬付与審判日が4/1からを対象とします。
- ② 納入方法は、報酬受領後に**家庭裁判所からの報酬付与審判書を会の指定書類に添付して事務局に提出します。（FAXかPDF）**また「ばあとなあ長崎」が指定する口座へ振込により納入するものとし、振込手数料等は「ばあとなあ会員」の負担とします。
- ③ 年度を繰り越し、相当な期間を経過しても、受任会費が納入されない場合は、督促を行います。また、必要に応じて、理事等による面談その他の方法により事情について説明していただくことがあります。これらを行ってもなお、納入がない場合は、**当該名簿登録者を今後は推薦しないものとします。**

※領収証発行につきましては、本会への振込後の通帳記載が領収証代わりになると考えられます。そのため原則受任会費の納入におかれまして領収証の発行はありませんのでご了承ください。どうしてもやむを得ない場合は、協議いたしますので事務局にご連絡ください。

その他お困りのこと等ありましたら、事務局にご連絡いただきますようお願いいたします。